

仕 様 書

1 業務名 令和8年度奈良市国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業及び特定保健指導未利用者勧奨事業業務委託

2 目的

本業務は、奈良市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、奈良市国民健康保険が実施している特定健康診査（以下、「特定健診」という。）について、特定健診の結果等を活用した現状分析を行い、特定健診受診率向上のために未受診者及び継続受診者に向けた効率的かつ効果的な受診勧奨事業を確実に実施することを目的とする。

また、特定健診受診後の特定保健指導においても一貫した対象者に勧奨を実施するため、特定保健指導未利用者勧奨の業務も合わせて委託することで事業効果を最大化するものとする。

3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 対象者

特定健診受診勧奨対象者数 延べ58,000人

特定保健指導未利用者勧奨対象者数 延べ1,500人程度（ただし、特定健診の結果により変動する場合あり）

5 業務仕様

【①共通】

- (1) 奈良市（以下、「本市」という。）は委託業務に使用するため、健診結果データやレセプト、対象者のデータ等を受注者に提供する。必要なデータについては、本市と受注者との協議のうえ、提供の可否を決定する。
- (2) データの提供方法は、原則としてL G W A Nを利用するものとする。受注者はデータ授受ができる体制を整えること。なお、データ提供にかかる費用は受注者が負担するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス（書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により受注者へのデータ授受を行う。データ提供にかかる費用は受注者が負担する。
- (4) (2)及び(3)の運用ができない場合は、本市及び受注者の協議の上、個別に提供方法を定める。データ提供にかかる費用は受注者が負担する。

【②特定健診受診勧奨事業】

(1) データ分析業務

受注者は前項により本市が提供するデータ等について、受注者は複数自治体の過去の特定健診受診データ等を元にした機械学習ができる人工知能を活用し、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するため、その負担により次のとおりデータ分析業務を行う。な

お、人工知能を活用したデータ分析を実施するにあたり、本市が要請した場合は、本市の実地調査等を受けること。その際、本市に対し、分析作業等の説明、資料提供要請に応じること。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

本市から提供される各データファイルを統合し、欠損している値に関しては可能な限りそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行うこと。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、特定健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定し、リスト化すること。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習ができる人工知能を用いて分析し、健康意識等心理特性に応じた複数グループに分類すること。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

特定健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、勧奨の実施により受診に至る可能性がより大きく上がると見込まれる受診勧奨対象者を特定し、その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する本市の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

オ 個人情報 の 廃棄等

受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄すること。また、受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じ、本市に報告すること。なお、特定保健指導未利用者勧奨事業についても同様とする。

(2) 通知による受診勧奨業務

受注者は（1）に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 対象者

分析により特定健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、本市が合意した者

イ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、定性・定量調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物であり、公衆衛生や医学的な知見を反映したものとする。受診勧奨業務において、中核市もしくは人口20万人以上の自治体（以下、「中核市規模の自治体」という。）で、直近3年間ですでに実績があるものを修正して活用する。

ウ 通知物の印刷

本市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき又は単版はがきの形式で印刷する。ただし、本市と受注者が協議した上で、本市が認めた場合には、他の形式も認められることとする。

エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては本市の意向により漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、本市が提供する情報に全て反映されているものとする。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、本市に事前に校正の確認を行う。受注者は、本市の要望による修正を実施するが、その回数は少なくとも3回とし、本市の同意をもって校了とする。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

既特定健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、発送日の2週間前までに本市が受注者へ提供することとし、少なくとも1回以上の引抜・除外の作業を行う。

キ 通知物の発送

勧奨対象者の最終決定がされた後、本市と受注者が協議の上で定めた発送日までに通知物を発送する。ただし、発送時期及び回数は、本市と受注者が協議の上で決定するものとする。なお、郵送料は本契約に含めるものとする。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、本市に対し各10部のサンプルを納品する。本市が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者は本市の指定する場所に追加のサンプルを納品するものとする。

(3) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

ア 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を本市に対し報告を行う。報告に当たって必要なデータは、本市から受注者へ直接提供する。報告書に記載する結果は、受診勧奨に関する行動科学・公衆衛生学の知見を踏まえ、科学的根拠に基づいた分析および報告を行うこと。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

イ 効果検証では、過去の特定健康診査受診結果を踏まえた、経年的な変化を含めるものとする。また、中核市規模の自治体での比較分析を実施したものとする。

ウ その他必要とされる業務

本市の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、本市との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、本市及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

エ 特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）の作成

特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨を行うこと。特定健診用特設 Web サイト（ランディングページ）を用いたデジタル受診勧奨の詳細は【別紙1】を参照すること。

【③特定保健指導未利用者勧奨事業】

(1) 通知による利用勧奨業務

受注者は本市が提供するデータ等について、過去の特定保健指導対象歴等をもとに効果的・効果的な利用勧奨を次のとおり実施する。

ア 対象者

本市が対象者として合意した者

イ 通知物の内容

通知物（利用勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング及びナッジ理論の手法を活用し、特定保健指導の利用を促す通知物を作成し送り分けを行う。

ウ 通知物の印刷、通知物の宛名印字、通知物の校正

【特定健診受診勧奨事業】の(2)通知による受診勧奨業務と同様の手法にて実施する。

エ 勧奨対象者の最終決定

既特定保健指導利用者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

オ サンプル納品

通知物発送後速やかに、本市に対し各10部のサンプルを納品する。本市が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者は本市の指定する場所に追加のサンプルを納品するものとする。

(2) 通知物以外による利用勧奨業務

受注者は公衆衛生や医学的な知見を反映したうえで、LINE等のSNSを活用した利用勧奨を本市と合意のもと実施する。

(3) 報告業務

特定保健指導利用勧奨について、結果報告（期末報告業務）を行う。事業実施内容のほか、利用者数等を取りまとめる。なお、当該結果などを踏まえて、次年度以降に実施すべき介入業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

6 事業計画書の作成

契約締結後、受注者は速やかに事業計画書を作成すること。計画は仕様書に基づくものとし、各事業の実施時期、本市からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

7 その他の特記事項

(1) 受注者は業務委託の開始後、速やかに公衆衛生修士・博士等及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を本市に提示すること。

(2) 本業務委託を実施するにあたっては、次の法令を遵守すること。

ア 健康増進法

イ 健康増進法施行規則

ウ 国民健康保険法

エ 国民健康保険法施行令

- オ 奈良市国民健康保険条例
- カ 奈良市国民健康保険規則
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ク 個人情報の保護に関する法律
- ケ その他関係諸法令

- (3) 業務に着手する時点で体制図を提出し、随時、最新版に更新を行うこと。
- (4) 業務に着手する時点で詳細なスケジュールを提出し、随時、最新版に更新すること。さらに、本作業の進捗状況について定期的に本市に報告するとともに、その進め方、手法について本市と打合せを行うこと。打合せ場所は、奈良市本庁またははぐくみセンターにて行う。
- (5) 受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与したもの等を、本市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- (6) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (7) 本仕様書によるすべての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (8) 本市が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、業務終了期日までに返却すること。また、当該資料の複写又は第三者への提供はしないこと。
- (9) 本市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (10) 受注者は、本仕様による成果及び納品物が、本市以外のものが著作権、特許権、肖像権等の権利を侵害しないことを確認すること。
- (11) 受注者は本市が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (12) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、本市は、本契約の期間中、本市及び受注者との協議の上、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で 사용할ことができる。また、本市は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。
- (13) 受注者は、中核市規模の自治体における受診率・利用率向上に寄与したエビデンスに基づき、本業務を遂行すること。特にLINE等のデジタルツールを用いた勧奨においては、登録率や開封率のみならず、実際の利用行動に結びついた実績や知見を反映させること。
- (14) 郵便法の改正による郵便料金の変動または税法の改正による消費税等の税率等、法改正により委託料または消費税等が変動した場合には、本市と受注者が協議して委託料の額及び委託業務の内容を変更することができる。
- (15) その他、業務仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者が協議して定める。